ハ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る市町村民税に関する情報

ニ　［略］

第十三条の二　法別表第二の十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　予防接種法第十六条第一項第二号の給付の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給に係る障害児に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当又は同法第十七条の障害児福祉手当の支給に関する情報

ロ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　予防接種法第十六条第一項第三号の給付の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給を受ける者に係る国民年金法第三十条の四の障害基礎年金の支給に関する情報

ロ　当該支給を受ける者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当又は同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給に関する情報

ハ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　予防接種法第十六条第二項第三号の給付の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

ハ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ニ　［同上］

第十三条の二　法別表第二の十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　予防接種法施行令第十二条第五項の障害児養育年金の額の調整に関する事務　当該障害児養育年金を受ける障害児に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当又は同法第十七条の障害児福祉手当の支給に関する情報

［号の細分を加える。］

二　予防接種法施行令第十三条第五項の障害年金の額の調整に関する事務　当該障害年金を受ける者に係る次に掲げる情報

イ　国民年金法第三十条の四の障害基礎年金の支給に関する情報

ロ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当又は同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給に関する情報

［号の細分を加える。］

［号を加える。］

第十九条　法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ノ　略］

オ　公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　要保護者等に係る前号イからオまでに掲げる情報

三　生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務　要保護者等に係る第一号イからオまでに掲げる情報

［四～六　略］

第二十条　法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方税法第十七条の過誤納金又は同法第十七条の四の還付加算金の還付に関する事務　納税者、特別徴収義務者又は第二次納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二～五　［略］

六　地方税法第三百十四条の九第二項（同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第十九条　法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ノ　同上］

［号の細分を加える。］

二　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　要保護者等に係る前号イからノまでに掲げる情報

三　生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務　要保護者等に係る第一号イからノまでに掲げる情報

［四～六　同上］

第二十条　法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［号を加える。］

一～四　［同上］

［号を加える。］